

## 米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書

平成 年 月 日

開始届は、事業開始日よりも前に提出してください。

九州農政局長 殿

「住所」について、法人の場合は謄本等で登記されている住所、個人の場合は住民票上の本人の住所です。  
また、「主たる事務所の所在地」は実際に本社業務を行っている住所です。  
ほとんどの場合、両者は同じですが中には異なる場合もあります。

届出者 商号、名称 米穀株式会社  
氏 名 代表取締役

（法人にあつては代表者の氏名）

住 所 県 市 町 番地

電話番号（ ）

米穀の出荷又は販売の事業を行いたいので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 47 条第 1 項の規定により、届け出ます。

主たる事務所の所在地	〒 県 市 町 番地  電話番号（ ）
------------	------------------------------

事業開始予定時期	平成 年 月	当該年度の米穀の出荷予定数量もしくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量もしくは販売数量のいずれか大きい数量を記入。
届出時点での年間の出荷又は販売予定数量	約	精米トン

### 備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。
- 2 主たる事務所については、法人にあつては、本社業務を行っている住所とする。
- 3 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第 29 条第 1 項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。
- 4 出荷又は販売予定数量については、「精米 = 玄米 × 0.91」で換算する。